

# 平成23年度 事業計画書

平成23年4月1日から平成24年3月31日

## 1. 基本方針

都市再開発を取り巻く社会、経済情勢の変化を踏まえ、再開発に携わる専門家に対する社会的ニーズを受け止め、再開発コーディネーターが再開発をリードする専門家としての地歩を一層確固としたものにする必要がある。

そのため、再開発コーディネーターがこれまで以上に幅広い経験の蓄積、知識・技術の研鑽、人的ネットワークの形成が図れるように努めるとともに、再開発制度のあり方についての研究を進め、積極的に提言・情報発信を行い、優れた後継者の獲得・育成を図ることとする。

また、マンションの建替え・耐震改修の推進について実施体制の充実を図るほか、地方都市等の中心市街地活性化を支援するなど、再開発専門家の新しい活動領域の開拓に積極的に取り組む。

更に、公益法人制度改革への対応や今後の当協会のあり方について引き続き検討を行うこととする。

## 2. 総括的事項

- (1) 会員の入会を促進するための取組みを引き続き強力で推進する。
- (2) 中期的な見通しに立った財政運営を図り、事務・事業の的確かつ効率的な執行と経費の節減に努める。
- (3) 公益法人制度改革について、平成22年度の検討結果を踏まえ移行申請に向けての準備を進める。
- (4) 国及び地方公共団体の施策等に協力するとともに、会員が再開発事業の実務に携る中で直面している法制度や助成制度に係る問題点や課題等について、提言又は要望事項としてとりまとめ、関係方面に働きかける。
- (5) 東日本大震災に対し、関係機関と連携を図り、被災市街地の復興を支援する。

## 3. 事業活動

### (1) 研修・講習会事業

再開発コーディネーター及びそれを目指す実務者の教育及び育成を図るため、以下の事業を実施する。

- 1) 再開発コーディネーター等の養成のための各種講座を開催する。
- 2) 新たな技術及びノウハウ等をテーマにした技術研究会を開催する。
- 3) 再開発の諸制度等に関する説明会、講習会等を開催する。
- 4) 国内の再開発事業の視察研修を実施する。
- 5) (社)全国市街地再開発協会と共催で海外視察を実施する。

### (2) 専門知識普及・啓発事業

再開発コーディネーター業務等に関する専門的な知識を普及・啓発するため、以下の事業を実施する。

- 1) 専門的な知識や情報を掲載する会報「再開発コーディネーター」を発行し、会員に配布するとともに、関係機関や団体に寄贈する。

2) 会員等から寄せられた研究論文を取りまとめ、理論誌「再開発研究」を発行し、会員に配布するとともに、関係機関や団体に寄贈する。

3) 協会が収集した有用な情報をホームページに掲載し、専門的な知識の普及・啓発に努める。

### (3) 情報サービス事業

会員や関係機関等に対し、有用な情報を提供する以下の事業を実施する。

1) 「会員名簿」を作成し、会員に配布する。

2) 3年毎に発行する「再開発コーディネーター名簿」を作成し、法人会員に配布するとともに、関係機関や団体に寄贈する。

3) 「再開発コーディネーター通信」を編集し、会員及び関係機関等に電子メールで配信する。

4) 協会ホームページや電子メールを活用し、有用な情報を迅速に提供するとともに、随時情報交換を行う。

5) 会員の携わっている再開発プロジェクト情報を集計し、会報に公表する。

6) 会員相互の親睦及び情報交換等の交流を図るため、「新春情報交換会」と「法人賛助会員情報交流会」を開催する。

7) 協会パンフレット等を作成し、広く一般に協会の事業活動や再開発コーディネーター業務が理解されるよう広報する。

8) 地域での協会活動の推進のため、全国6地区のQの会が行う情報交換や研修会等に必要な助成を行うとともに、協会とQの会の相互交流を図る代表幹事会を開催する。

9) 東京Qの会等と連携し、若い世代を中心とした情報交換会等である「若手まちづくりフォーラム in TOKYO」を支援する。

10) 再開発プランナー試験受験者や再開発事業関係者に資する「再開発関係法令集」、「逐条都市再開発法」、「再開発マニュアル」等を発行するとともに、「再開発事業の計画ドリル」の改訂版を発行する。

### (4) 調査研究事業

再開発コーディネーター及び再開発コーディネーター業務等の発展に寄与するため、以下の調査及び研究を行う。

1) 会員のニーズや社会的要請等を踏まえ、必要なテーマについて調査研究を行い、その成果を会員及び関係機関等へ提供するとともに、関係機関等からの受託調査にも対応する。

2) 組合施行市街地再開発事業に於けるコーディネート及び関連コンサルティングに関する業務量について、公表に向けてとりまとめる。

3) 諸外国の再開発制度や事例等に関する調査研究を行い、その成果を会員及び関係機関等に提供する。

4) 「第4回都市再開発専門家・ASIA 国際交流会議」を日本で開催し、近隣諸国の専門家との情報交換や交流を促進する。

### (5) 専門資格認定事業

再開発コーディネーター業務やマンション建替え支援業務を推進するための優れた人材を育成するため、以下の事業を実施する。

1) 再開発プランナー筆記試験を実施するとともに、実務経験審査を行い、合格者を再開発

プランナーとして登録する。

- 2) URCA マンション建替えアドバイザーの新規登録研修を実施し、修了者を登録する。
- 3) 再開発プランナー及び URCA マンション建替えアドバイザーの登録後3年を経過する者を対象に、更新講習を実施し、修了者を登録する。
- 4) URCA マンション建替えアドバイザー等を対象に、専門技術向上のための講習会を実施する。
- 5) 再開発プランナー及び URCA マンション建替えアドバイザーの名簿を広く地方公共団体等へ配布するとともに、協会ホームページ上での検索システムを運営する。
- 6) 再開発プランナー及び URCA マンション建替えアドバイザーの制度や活用方法について、積極的に広報するなどその活用促進に向けた取り組みを進める。

(6) まちづくり支援事業

再開発コーディネーター業務等に係るまちづくりやマンション建替えを支援する以下の事業を実施する。

- 1) 地方公共団体や地域のまちづくり組織からのまちづくり相談に積極的に協力するとともに、要請に応じて専門家を派遣する。
- 2) まちづくりや再開発を専攻する大学生などを対象に、再開発分野への新規参入を促進するため、大学等への講師派遣を行う。
- 3) 東日本大震災に対し、関係機関と連携を図り、必要に応じて高山英華基金を活用して、被災市街地の復興を支援するための活動を行う。

また、今後の大震災等の災害発生時に的確な緊急支援活動を行うことができる体制を整える。

- 4) 「街なか《通り再生》プログラム事業」実施のためのテキストに基づき、実験地区等で事業の試行を継続して行うとともに、事業内容について、事業試行地区からのフィードバック等に基づく検討を進め、プログラムの充実を図る。
- 5) マンション建替相談室において、マンション建替えに係る窓口相談、建替えアドバイザーの紹介等を行うとともに、各地域の「マンション建替えアドバイザーネットワーク」組織と協力し、マンション建替えに係る相談等に対応する。
- 6) マンション建替え・耐震改修に関するセミナーと相談会を開催する。
- 7) 協会ホームページやマスコミ等を通じて協会のマンション建替え・耐震改修相談業務の広報を行い、マンション管理組合等への普及を図る。

(7) 表彰・助成事業

再開発コーディネーター業務等に関し社会に貢献する活動に対する表彰及び助成として以下の事業を実施する。

- 1) 高山英華基金の果実を活用し、再開発コーディネーター業務の発展に貢献した者を表彰する「都市再開発高山賞」と理論誌「再開発研究」に掲載された論文の中から優秀な論文を選考して表彰する「優秀論文賞」の受賞者を表彰する。
- 2) 地域の活性化、まちづくりなどを継続的に行っている団体等の活動を支援する「URCA まちづくり企画支援事業」を実施する。